

【MMシャトル】道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条  
第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和3年8月27日付武蔵村山市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている路線又は営業区域

武蔵村山市内循環バス

- 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

上北台ルート、玉川上水ルート

- 3 協議が調っている運賃の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

- 4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

なし

令和3年8月27日

武蔵村山市地域公共交通会議

会長 藤井敬宏

## 【別紙】

### 1 運賃設定

種 別	運 賃		備 考
	現金払い	I C払い	
大 人	1 8 0 円	1 7 8 円	中学生以上（1 2 歳以上）
大 人（障害あり）	9 0 円	8 9 円	障害者手帳等の提示
小 人	9 0 円	8 9 円	小学生（6 歳以上1 2 歳未満）※ <sup>1</sup>
小 人（障害あり）	5 0 円	4 5 円	障害者手帳等の提示
未 就 学 児 童	無 料		0 歳以上6 歳未満※ <sup>2</sup> 、人数制限等なし
シルバーパス利用者	無 料		シルバーパスの提示

※1：12歳の小学生を含む

※2：小学校入学前の6歳児を含む

### 2 支払い方法について

支払方法については、現金、I Cカード（特典バスチケットの付与なし）、一日乗車券とする。